

岐阜県公報

第四百四十三号
令和五年十一月十日
(金曜日)

目次

規則

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則の一部を改正する規則

(脱炭素社会推進課) 五一一

告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定
指定医療機関の廃止の届出
医療機関の指定辞退
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(地域福祉課) 五一一

(同) 五一二

(同) 五一二

(同) 五一三

(砂防課) 五一三

(同) 五一四

(同) 五一五

(同) 五一五

規則

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則(平成二十一年岐阜県規則第四十号)の一部を次のように改正する。
第八条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度(森林の管理により生じた二酸化炭素吸収量を県が認証し、当該二酸化炭素吸収量を他の者との間で取引できる制度をいう。)において認証された二酸化炭素吸収量の購入

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小 野 医 院	中津川市茄子川字下畑八九四の一	令和 五・九・一
立 松 齒 科 医 院	羽島郡笠松町門間一三五番一	同
あすき煙デンタルクリニックス	関市下有知字小豆畑二二二番九	同
ユニファーマシーうめのき薬局	土岐市梅ノ木町一の二二	同
エール調剤薬局前畑店	多治見市前畑町三丁目七六の五	同
しまデンタルクリニックス	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字石塚三四九三の五	令和 五・一〇・一
V・drug 東濃厚生病院前薬局	瑞浪市寺河戸町字落田一〇七八の一六 一階	同
かきのみ薬局 大野店	揖斐郡大野町下磯二九三番地一	同
日本調剤西濃薬局	揖斐郡大野町下磯二九三番地一	同

岐阜県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機

関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ファーストナース	東京都港区新橋二丁目一二番一六号	揖斐郡大野町大字黒野七〇六の二一 F	令和 五・九・一
訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の名称		

岐阜県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小 野 医 院	中津川市茄子川一二二四の四	令和 五・八・三一
立 松 齒 科 医 院	羽島郡笠松町門間二二九の二	同
あすき煙デンタルクリニックス	関市下有知字小豆畑二二二番九	同

うめのき薬局 土岐市梅ノ木町一の二二 同
 エール調剤薬局前畑店 多治見市前畑町三の七六の五 同
 上之郷 医院 可児郡御嵩町中切一四二一の五 令和五・九・二〇

岐阜県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指定辞退年月日
 クリニックママ 大垣市今宿三の三四の一 令和五・九・一

岐阜県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
大垣市長	大垣市丸の内二丁目二九番地	地域包括支援センター	大垣市地域包括支援センター	大垣市丸の内二丁目二九番地	令和五・一・一
メデイカル・ケア・サービス東海株式会社	大垣市宝和町十五番地	認知症対応型共同生活介護	愛の家グループホーム大垣	大垣市宝和町十五番地	令和五・九・一
同	同	介護予防認知症対応型共同生活介護	同	同	同

岐阜県告示第四百六十七号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第百三十三号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺下谷 2	多治見市笠原町富士富士下	次の図のとおり	土石流
平園谷 2	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百二十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項において準用する同條第四項の規定により告示する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山町 4	多治見市西山町	次の図のとおり	土石流
日向川支流	多治見市旭ヶ丘	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百四号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準

用する同條第四項の規定により告示する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺下谷 2	多治見市笠原町富士富士下	次の図のとおり	土石流
平園谷 2	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百二十八号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準用する同條第四項の規定により告示する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山町 4	多治見市西山町	次の図のとおり	土石流
日向川支流	多治見市旭ヶ丘	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事

務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山町4	多治見市西山町	次の図のとおり	土石流
日向川支流	多治見市旭ヶ丘	次の図のとおり	土石流
寺下谷2	多治見市笠原町富士富士下	次の図のとおり	土石流
平園谷2	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

次図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年十一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荻町10	大野郡白川村荻町	次図のとおり	急傾斜地の崩壊
荻町11	大野郡白川村荻町	次図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩崎2	大野郡白川村荻町	次図のとおり	急傾斜地の崩壊
平瀬8	大野郡白川村平瀬	次図のとおり	急傾斜地の崩壊
保木脇3	大野郡白川村保木脇	次図のとおり	急傾斜地の崩壊

